

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 北海道の区域 二 宮城県及び熊本県の区域 三 宮城県仙台市の区域 四 秋田県仙北市の区域 五 福島県及び長崎県の区域 六 茨城県つくば市の区域 七 千葉県、東京都及び神奈川県の区域 八 新潟県新潟市の区域 九 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 十 愛知県の区域 十一 京都府、大阪府及び兵庫県の区域 十二 大阪府大阪市の区域 十三 兵庫県養父市の区域 十四 広島県及び愛媛県今治市の区域 十五 福岡県北九州市及び福岡市の区域 十六 沖縄県の区域	国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 北海道の区域 二 宮城県及び熊本県の区域 三 宮城県仙台市の区域 四 秋田県仙北市の区域 五 福島県及び長崎県の区域 六 茨城県つくば市の区域 七 千葉県千葉市及び成田市、東京都並びに神奈川県の区域 八 新潟県新潟市の区域 九 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 十 愛知県の区域 十一 京都府、大阪府及び兵庫県の区域 十二 大阪府大阪市の区域 十三 兵庫県養父市の区域 十四 広島県及び愛媛県今治市の区域 十五 福岡県北九州市及び福岡市の区域 十六 沖縄県の区域